

# 海部東部消防組合新庁舎整備事業

## 要求水準書

**修正版【1回目】**

**2026年（令和8年）4月**

**2026年（令和8年）3月**

**海部東部消防組合消防本部**



## 目次

I	総則	1
1	本書の位置付け	1
2	性能規定	1
3	整備にあたっての基本的な考え方	1
4	事業方式	3
5	事業の範囲	3
6	本事業のスケジュール	4
7	遵守すべき法制度等	4
8	個人情報の保護及び秘密の保持	7
9	要求水準の変更	7
10	事業期間終了時の要求水準	7
11	著作権・特許権等の使用	7
II	前提条件	8
1	事業用地	8
III	本事業に関する要求水準	11
1	施設等の条件	11
2	基本的な要求水準	12
3	各機能の要件（諸室計画）	19
IV	各業務に関する事項	40
1	設計に関する業務	40
2	施工に関する業務	43
3	工事監理に関する業務	46
V	別添参考資料（別添ファイル参照）	48
	参考資料-1 敷地測量業務委託報告書	48
	参考資料-2 新庁舎敷地計画図	48
	参考資料-3 土壌汚染調査（地歴調査）報告書	48

参考資料-4	地質調査業務報告書 .....	48
参考資料-5	上水道現況図 .....	48
参考資料-6	現庁舎設計図 ※海部東部消防組合総務課窓口にて確認すること。 .....	48
参考資料-7	諸室別機能一覧表 .....	48
参考資料-8	訓練施設図面 .....	48
参考資料-9	全国消防救助技術大会実施要領 .....	48
参考資料-10	道路計画図 .....	48
参考資料-11	デジタル無線支柱の設計図 .....	48
参考資料-12	アスベスト含有状況調査結果一覧 .....	48
参考資料-13	新庁舎整備基本構想・基本計画（概要版）（令和6年3月） .....	48
参考資料-14	用地実測図原図 .....	48



## I 総則

### 1 本書の位置付け

本書は、海部東部消防組合（以下「本組合」という。）消防本部が「海部東部消防組合新庁舎整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、応募者を対象に交付する「募集要項」と一体のものであり、本事業において本組合が要求する施設整備水準（以下「要求水準」という。）を示し、募集に参加する応募者の提案に具体的な指針を示すものである。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、本組合は要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。

さらに、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を満たさないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき措置するものとする。

### 2 性能規定

本書は、要求水準を規定するものである。

応募者は、本書に具体的な仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、本書に具体的な特記仕様の無い内容については、創意工夫を発揮した提案を行うこと。したがって、海部東部消防組合新庁舎整備基本構想・基本計画（以下、「本計画」という。）は検討段階のものであり、要求水準を満たす事業者の提案よりも優先されるものではない。

### 3 整備にあたっての基本的な考え方

#### (1) 事業目的

本組合の本庁舎は、昭和 47 年に竣工し建築基準法の新耐震基準以下の建築物であったことから、平成 18 年度に耐震診断を行い、平成 19 年度に耐震補強工事を実施している。この耐震補強により、平成 14 年耐震基準Ⅱ類の  $I_s$  値 0.75 を満たすこととなったが、災害時の防災拠点として求められる耐震性能としての  $I_s$  値 0.9 は依然として満たしていない状況である。

平成 7 年 1 月に発生した「阪神・淡路大震災」を契機に震災に対する住民意識が高まり、さらには、平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」では東北地方から関東地方までにおよぶ震災を受け、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震への対応を踏まえ、消防庁舎は有事の有無にかかわらず重要な防災拠点として位置づけられたところである。

こうした背景を踏まえ、住民の生命・身体・財産を守る消防・救急の拠点施設としての消防庁舎の再整備を進めるため、消防庁舎の整備に係る基本事項を整理し、海部東部消防組合新庁舎整備基本構想・基本計画を策定した。

本組合の消防本部・消防署において、現庁舎を取りまくさまざまな課題に対応していくためには、現在地のみで建替えを行う、あるいは現庁舎を改修することによって対応することは敷地の制約や庁舎の老朽化の状況等を踏まえると困難に至った。

よって、消防本部・消防署の隣接地に立地していた「七宝産業会館」の跡地及び令和 9 年度に解体予定となっている「七宝交番」の跡地を活用することを前提とし、現庁舎の位置で消防本部・消防

署が一体となった新庁舎の整備を進めていくことが必要である。なお、本組合は、津島市、蟹江町、海部南部消防組合、愛西市とともに海部地方消防指令センターを共同運用していたが、令和7年4月から海部地方消防指令センターの業務は名古屋市の防災指令センターに集約され、共同運用が開始されている。

本組合の消防本部・消防署は、令和12年度中供用開始を目指し、早急に事業を進めるにあたり、本事業を設計段階から合理的な施工計画を検討し、施工技術を設計に反映させることのできるデザインビルド（以下「DB」という。）方式により実施することとした。

以上より、本組合では、DB方式を採用することにより、品質の向上、事業費の削減など効率的で合理的な設計・施工を実現するとともに、事業者の創意工夫により効果的に諸課題の解消が図られることを期待する。

## (2) 整備の基本方針（「基本構想・基本計画」より抜粋）

### ① 新庁舎整備の基本方針

新庁舎整備の基本方針にあたっては、24 時間体制で消防活動や人命救助などの非常時に活動すること、平時における火災予防・防災に関する啓蒙を行うことから、社会に開かれた施設として、基本方針を次のように設定する。

#### **基本方針 1：災害に強い防災拠点施設となる庁舎**

市民の安全安心で快適な暮らしの実現を支えるため、地震や台風などの自然災害をはじめ、あらゆる災害に対して高度な安全性を備え、どのような場合にでも消防・救急活動の拠点機能を維持、継続できる消防庁舎とする。また、災害時において電気、通信等のインフラが途絶した場合にも非常電源設備や自家給油設備並びに災害時の飲料水兼用型耐震性防火水槽等を備え、24 時間体制を維持し、各関係機関（行政・医療・警察・自衛隊・緊急援助隊等）と情報共有を図ること、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮できる庁舎とする。

#### **基本方針 2：訓練施設など様々な機能を有する庁舎**

近年の複雑多様化する災害に対応していくためには、装備された資器材の能力を十分に発揮させるため、継続した訓練が必要になる。火災防ぎょや救出救助、総合同訓練など、日頃からより実践的かつ効果的な訓練を実施するため、十分な広さの訓練スペースを確保し、各種訓練施設を整備していくことが求められる。また、情報化への対応、女性職員の執務環境の整備など、社会情勢の変化に合わせて適切な機能を確保していくとともに、住民対象の講習会等を行える設備、消防水利など、様々な機能を有する庁舎とする。

#### **基本方針 3：環境と人にやさしい庁舎**

車両の排気ガス対策など職員の健康と安全の確保を図るとともに、環境負荷を少なくするための省エネルギー対策に配慮し、再生可能エネルギーの活用を積極的に図るなど、可能な限り環境に配慮した経済性の高い庁舎建設を目指す。また、庁舎はバリアフリーを基本として、レイアウトは圧迫感をなくし、開放的な雰囲気の中で、防災展示スペースや住民対応スペースを設け、訪れる人にとって親しみやすく、安全に心安らぐことができるようにするとともに、24 時間勤務体制における職員の業務と生活環境や各種感染症対策にも配慮した、人にやさしい庁舎とする。

## 4 事業方式

本事業は、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、事業者が公共の資金で施設の設計・建設を一括で行う DB 方式により実施する。

## 5 事業の範囲

本事業の事業範囲は、以下のとおりとする。

### (1) 設計に関する業務

- ① 事前調査業務
- ② 設計業務
- ③ 道路乗り入れ改良設計業務
- ④ 各種申請等業務
- ⑤ 解体設計業務
- ⑥ その他事業を実施する上で必要な業務

### (2) 施工に関する業務

- ① 建設工事
- ② 近隣対応・対策業務
- ③ 道路乗り入れ改良工事
- ④ 既施設設解体撤去工事
- ⑤ その他事業を実施する上で必要な業務

### (3) 工事監理に関する業務

- ① 工事監理業務

## 6 本事業のスケジュール

事業スケジュールは、以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和8年9月末月予定
事業期間（設計・建設期間）	契約締結日の翌日～令和13年3月17日 ※上記（2）④既施設設解体撤去工事は、令和12年6月末までに完了すること。
供用開始日（新庁舎での業務開始日を指す）	供用開始日は、事業者の提案に基づき、本組合と協議の上で決定すること。

※関連する道路工事のうち県道は、令和9年度に詳細設計、令和11年度～12年度に工事を実施予定。市道については、令和9年度に詳細設計、令和12年7月～令和13年1月に工事を実施予定であるが、上記（2）④既施設設解体撤去工事が完了次第、着手できるものとする。

## 7 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたって、事業者は本要求水準書に記載の有無に関わらず、関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を的確に把握し遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準備すること。

なお、以下に本事業に関する主な関係法令等を示す。

### (1) 法令・条例等

- ① 地方自治法
- ② 建築基準法
- ③ 都市計画法
- ④ 消防法

- ⑤ 消防組織法
- ⑥ 消防施設強化促進法
- ⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ⑨ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ⑩ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑪ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ⑫ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ⑬ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ⑭ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ⑮ 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）
- ⑯ 官公庁施設の建設等に関する法律
- ⑰ 建築士法
- ⑱ 建設業法
- ⑲ 電気事業法
- ⑳ 下水道法、水道法
- ㉑ 道路法
- ㉒ 屋外広告物法
- ㉓ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ㉔ 騒音規制法
- ㉕ 振動規制法
- ㉖ 水質汚濁防止法
- ㉗ 土壌汚染対策法
- ㉘ 大気汚染防止法
- ㉙ 悪臭防止法
- ㉚ 労働基準法
- ㉛ 労働安全衛生法
- ㉜ 警備業法
- ㉝ 個人情報保護に関する法律
- ㉞ 公共建築物における木材の利用の促進に関する法律
- ㉟ 愛知県 人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- ㊱ 県民の生活環境の保全等に関する条例（(旧) 愛知県公害防止条例）
- ㊲ 海部東部消防組合契約規則
- ㊳ その他関連法令及び条例

## (2) 要綱・基準等（最新版）

- ① 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ② 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ③ 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ④ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- ⑤ 構内舗装・排水設備基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑥ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑦ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑧ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑨ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑩ 官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑪ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ⑫ 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑬ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑭ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑮ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑯ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑰ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑱ 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑲ 建築 CAD 図面作成要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑳ 建築工事内訳書作成要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㉑ 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㉒ 日本建築学会諸基準
- ㉓ 愛知県建築設計業務委託共通仕様書
- ㉔ 愛知県建設工事共通仕様書
- ㉕ 愛知県公共測量作業規程
- ㉖ その他関連要綱及び各種基準

## 8 個人情報の保護及び秘密の保持

事業者は、業務を実施するにあたって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。また、業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

なお、事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 9 要求水準の変更

### (1) 要求水準の変更事由

本組合は、下記の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

ア 法令等の変更により、業務内容が著しく変更される時。

イ 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要とき、又は業務内容が著しく変更される時。

ウ その他、業務内容の変更が特に必要と認められる時。

### (2) 要求水準の変更手続き

本組合は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者へ支払う対価を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

## 10 事業期間終了時の要求水準

事業者は、事業期間終了後に施設の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮できている状態で本組合へ引き渡すこととする。また、少なくとも事業終了後1年以内は、建築物、建築設備等の軽微な修繕について、適切な措置に応じること。

また、事業期間終了にあたり、事業者は本組合と協議の上、日程を定め、本組合の立会いの下に上記の状態の満足についての確認を受けること。

## 11 著作権・特許権等の使用

### (1) 著作権

本組合が示した書類の著作権は本組合に帰属し、提出書類の著作権は応募者に帰属する。

ただし、本事業において公表等が必要と認めるときには、本組合は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、応募者の提出書類については返却しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

ただし、本組合が指定した工事材料、施工方法等で、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、応募者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、本組合が責任を負担する。



## II 前提条件

### 1 事業用地

#### (1) 敷地の現況

敷地の現況を以下に示す。詳細は、【参考資料-1 敷地測量業務委託報告書】を参照すること。

項目	内容		
所在地	あま市七宝町遠島十坪 地内	敷地面積	(仮) 5,431.62 m <sup>2</sup> (市道敷を除く) 【参考資料-2 新庁舎敷地計画図】を参照すること。 令和8年4月17日に【参考資料-14 用地実測図原図】公表
区域区分	市街化調整区域	用途地域	未指定
地目 (登記上)	宅地	土地の権利	組合所有 (旧七宝産業会館及び七宝交番敷地は、令和8年度に取得予定)
建ぺい率・容積率	60%・200% (市街化調整区域の一般基準) 資料：都市計画図		
防火・準防火地域	指定なし		
交通アクセス	IC から直線距離で約 4.5km		
交通状況	<p>県道 79 号 (主要地方道あま愛西線) (都市計画道路 3・4・284 甚目寺佐織線)            車線数：4 (道路部幅員 18m) 昼間 12 時間交通量：23,454 台 24 時間交通量：32,835 台、昼間 12 時間大型車混入率：12.2%            混雑度：0.74 (昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が 1～2 時間)            ※交通量観測地点：海部郡大治町西條笠見立            資料：2015 年 (平成 27 年) 全国道路・街路交通情勢調査</p>  <p>県道 79 号 (主要地方道あま愛西線) (都市計画道路 3・4・284 甚目寺佐織線)</p>		
地震等による被害想定	<p>南海トラフ地震 3 連動による液状化危険度は極めて高い。            愛知県から公表された「愛知県被害予測調査報告書」※1からによると、震度階級は 6 強であり、地域の建物全壊率※2は 10～20%とされている。            ※1：愛知県から公表された「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書地震被害想定調査」から南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、最大クラスの地震データをもとに当該地域で最大となる震度を示したもの</p>		

	<p>※2：揺れやすさマップで示された震度と建物構造(木造・非木造)、建築年次別の建物棟数から全壊する建物棟数の割合(全壊率)を算出し、50m区画毎に5段階の建物全壊率として示したもの。</p> <p>資料：2013年(平成25年)度愛知県地震被害想定調査・液状化危険度分布図</p>
<p>洪水による被害想定</p>	<p>検討区域は、福田川、木曽川、蟹江川の洪水浸水及び高潮による浸水が想定されており、想定最大規模による洪水時に浸水した場合に想定される浸水深(現状の地盤面からの高さ)は、福田川では「0.5～1.0m未満の区域」、木曽川では「0.5～3.0m未満の区域」、蟹江川では「0.3m未満の区域」に該当</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>■ 福田川氾濫時</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>■ 木曽川氾濫時</p>  </div> </div> <p>資料：あま市防災ハザードマップ</p>

**(2) 敷地の地形・地質的条件**

**① 土壌図・表層地質図**

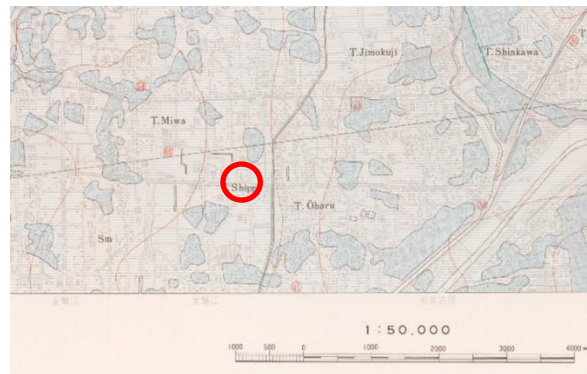
- ・土壌図は、Ki(グライ土壌 開正統 kaisho) Sk(細粒グライ土壌 志籠谷統 Shikoya)
- ・表面地層は、Sm(砂・泥の互層)

敷地内においてガソリン・軽油の使用が確認されている。土壌汚染対策法および県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき適切に対応すること。詳細は、【参考資料-3 土壌汚染調査(地歴調査) 報告書】参照すること。

■ 土壌図



■ 表層地質図



資料：土地分類基本調査(愛知県)

**② 柱状図**

組合にて既に地質調査を実施済みである。【参考資料-4 地質調査業務報告書】を参照したうえで、適切な液状化対策等を実施すること。

### (3) 土地利用

事業対象地は既存施設を取壊し新たに建設することなどから土地利用規制上の問題はない。

### (4) 都市計画上の位置づけ

事業対象地は市街化調整区域内であり、その他の都市計画法に基づく位置づけはない。

#### ■都市計画図



資料：あま市都市計画情報提供サービス Web 版

### (5) インフラの現況

事業対象地のインフラの現況について以下に示す。

項目	内容
上水道	あま市水道事業の給水区域で現庁舎に配水管整備済【参考資料-5 上水道現況図】を参照
浄化槽	新庁舎整備に併せて、新たな浄化槽を設置すること。なお、既存の浄化槽は適切に廃止すること。
電気・ガス・通信等	中部電力パワーグリッド (株) 中部電力ミライズ (株)、東邦ガス (株)、NTT 等共有区域

### Ⅲ 本事業に関する要求水準

#### 1 施設等の条件

##### (1) 規模

本施設で勤務する職員は、救急需要の増加、特殊災害の対応など住民サービスの向上のほか、働き方改革に対応するためにも職員の増員が必要であり、新庁舎完成後の最大予想人員は175名と想定し、うち本庁舎115名が勤務するものとして規模を設定する。

消防本部として機能するためには、執務スペースと署員の生活スペースを含めた庁舎、消防車両等の車庫、非常用の食糧、飲料水、薬剤等を備蓄する倉庫と訓練施設を整備する必要がある。

庁舎は、地震その他の災害に強く、迅速な災害出動ができる設計とし、事務所、講堂や会議室、署員の生活スペースを考慮し必要な面積を確保する。

車庫は、消防車両等が全車収納でき、各車を点検整備するために十分な面積と高さが必要であるほか、災害時における車両等の浸水対策に配慮した計画を行い、災害時の活動の迅速化に留意する。また、各種訓練ができる施設が必要である。

全体の建物規模については、来庁者の利便性や施設機能を低下させない範囲で、可能な限り、諸室等の共有化を図ったうえで、(2)に示す機能区分ごとの基準面積を確保し、全体延床面積約4,400㎡を確保すること。なお、庁舎棟は、4階建てを想定して、(2)のとおり、諸室の配置をしているが、事業者の提案により、室の機能を満たしていれば、施設の階数は問わない。

##### (2) 施設構成

本施設は、消防本部と消防署が同居する施設となるため、本組合の消防本部機能、消防署機能、共用部機能、施設訓練機能、その他の施設の5つの機能について、独立性や交流性に配慮した適切な配置を期待する。諸室・機能の詳細は、「Ⅲ.3 各機能の要件」に記載のとおりとする。

機能区分	諸室等	規模
消防本部	①庁舎棟：消防長室、消防次長室、本部事務室、印刷室、来庁者打合せ室、講堂、本部会議室、書庫、資器材倉庫、給湯室、サーバー室、火災調査鑑識室	約 625 ㎡
消防署	①庁舎棟：署長室、署執務室、通信室、署会議室兼災害対策室、多目的室 ②車庫棟：車庫、乾燥室、除染用シャワー室、救急消毒室、医療用廃棄物保管庫、消防・救助資器材室、救急資器材室、ホース乾燥塔、出動準備室、防火衣収納室、車両関係資器材庫（タイヤ庫含む）、危険物保管庫（油庫）、災害対応資器材庫 ③その他：自家給油施設	約 1,305 ㎡
生活スペース	①庁舎棟：消防本部更衣室（男性用・女性用）、休憩室（男性用・女性用）、仮眠室兼更衣室（男性用・女性用）、浴室・脱衣所・洗面所（男性用・女性用）、リネン室、トレーニング室、食堂・厨房	約 565 ㎡
共用部	①庁舎棟：受付、トイレ（男性用、女性用、多目的）、階段・廊下等、備蓄倉庫、機械室	約 1,485 ㎡

機能区分	諸室等	規模
訓練施設	高所進入・高所火災・高所救助等の訓練、ロープブリッジ渡過訓練（ロープブリッジ救助訓練）、はしご登はん訓練、ロープ応用登はん訓練、迷路訓練、ベランダ救出訓練（可動式隔て板設備）、屋根上消火訓練（架梯保護パイプ設備）、架梯・伸梯障害訓練、強制ドア解放訓練、連結送水管設備、避難ハッチ設備、資器材搬送用ジブクレーン、屋上降下支点、マンホール等での事故を想定した進入訓練（立坑訓練）、ほふく煙道、普及啓発用デモトレーナー設備、体験用誘導灯、体験型スプリンクラー設備、体験用屋内消火栓、無蓋貯留槽兼訓練水槽、その他金物	約 420 m <sup>2</sup> ※参考資料-8 【訓練施設図面】の場合
外構	駐車場、駐輪場、屋外訓練スペース、ゴミ置き場、飲料水兼用型貯水槽、耐震性貯水槽、屋外掲示板、国旗掲揚塔	—
合計（延床面積）約 4,400 m <sup>2</sup>		

### （３）本施設の開館日・開館時間

本施設の開館日及び開館時間は、以下のとおりとする。なお、来庁者が本施設を利用できる開館日及び開館時間は、消防本部の開館日及び開館時間に準ずる。

施設	開館日	開館時間
消防本部	平日（窓口）	8時30分～17時15分（窓口）
消防署	全日	24時間

海部東部消防組合の休日を定める条例（平成元年6月30日 条例第4号）第1条

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

### （４）従事する職員の想定人数

供用開始時に従事する職員の想定人数は、以下のとおりとする。

施設	供用開始時の職員数 (想定)	1日に同時に執務を行う職員数 (想定)
消防本部	28名（消防長・次長含む）	28名（消防長・次長含む）
消防署（本署）	68名（署長及び通信員4名含む）	25名（交代時に一時的に49名（署長及び通信員4名含む） 台風等災害時、最大96名
合計	96名	

## 2 基本的な要求水準

本事業は緊急防災減災事業債の活用を予定する。当該起債の対象事業となることを前提に、以下に示す基本的な要求水準を満たすこと。

## (1) 配置計画

新庁舎整備検討区域に関連して、区域南側に接道する県道 79 号（主要地方道あま愛西線）の拡幅整備、区域東側に接道する市道（沖之島遠島線）の線形変更について、区域西側を「消防本部・消防署（庁舎・車庫・訓練施設）」の整備用地、区域東側を「訓練スペース・臨時駐車場」の整備用地として、市道の付け替えと県道の交差点の位置を変更する。なお、道路線形変更後の用地については、現在測量中のため、面積変更の可能性がある。正式な面積及び境界の座標については、令和 8 年 3 月末頃に追加資料として提供する予定である。なお、用地については、令和 8 年 4 月 17 日公表の【参考資料-14 用地実測図原図】を最新資料とし、令和 8 年 3 月 3 日公表の【参考資料-2 新庁舎敷地計画図 (PDF)】及び【参考資料-10 道路計画図 (PDF)】より優先する。また、道路計画高さについては、詳細設計が未実施（実施時期令和 9 年度予定）であるため予備設計の内容を基に計画するものとするが、関係機関との協議のうえ、適切なすり合わせができる設計とすること。

- 敷地西側（現庁舎で業務を継続しながら建設工事を行える範囲内）に庁舎棟、車庫棟及び訓練施設を配置する。
- 南側県道の一部拡幅、東側市道の線形変更を見込んだ配置計画とする。
- 東側市道の線形変更後の敷地東側部分は訓練スペース・臨時駐車場として活用する。

## (2) 動線計画

緊急車両動線、来客車両動線、歩行者動線が交差しないような動線計画を立案すること。

- 緊急車両の出動動線については、東側の新設道路、南側道路への 2 つの動線を確保する。
- 緊急車両動線と来客車両動線、歩行者動線が輻輳しないようできる限り分離する。
- 歩行者動線は南側道路から庁舎棟にアクセスできるようにする。

## (3) 浸水対策

浸水対策として、庁舎 1 階をピロティ化し浸水の影響を受けない 2 階以上で消防業務を行う「高床構造式」とするが、同等以上の浸水対策の構造方式の提案がある場合には、その内容は問わない。

- 浸水時には緊急車両のすべて（18 台）を車庫棟屋上の車両退避所（TP+3.0m）に退避させることができるようにする。なお、スロープ上への退避（TP+2.2m 以上）も可とする。スロープの勾配は、対象となる車両が円滑に退避可能な勾配として計画すること。

## (4) 平面・立面計画

庁舎棟は、1 階部分は浸水対策上ピロティとし、消防車両（小型）と来客用の駐車場とする。

2・3 階は消防署及び生活スペース、4 階は消防本部の諸機能を主に配置すること。

車庫棟は、緊急車両（18 台）の車庫とする。屋上は訓練スペース、車両退避所として活用できるようにする。車庫棟 2 階、屋上訓練スペースは庁舎棟と渡り廊下で連結する。車両退避所は緊急車両（18 台）を浸水時に車庫棟屋上の車両待避所へ避難させることができるようにする。

ただし、前述のプランは、主な機能を具体的に配置するためのイメージであり、この案を確定するものではなく、同等以上の平面・立面計画の提案を求める。また、庁舎棟、車庫棟等の建物形状（合築・別棟）についても、事業者の提案を求める。

## (5) 既存施設の解体・撤去

事業者は、庁舎（RC 造 3 階建）、第二車庫（RC 造平屋建）、第三車庫（RC 造 2 階建）、付属舎及び敷地内工作物等の解体・撤去すること。【参考資料-6 現庁舎設計図】を参照。

なお、車庫の仮移動や仮設更衣室等の設置を行うなど、既存の庁舎の撤去・解体から施設を整備するためのローリング計画を立案し、既設機能（消防業務等）を滞ることなく安全に既存施設の解体・撤去を行うものとする。

## （6）建築

- ① 施設は、本組合の風土に馴染む色彩を採用し、周辺の環境と調和した外観及び内装を計画すること。
- ② 施設は消防本部及び消防署が同居する複合施設であるため、職員等の利便性やセキュリティに配慮し、各機能への動線が明瞭で管理が容易な計画とすること。
- ③ 各建築部材において床荷重、天井、窓、照明、空調などの計画に十分配慮すること。
- ④ 玄関は、風除室を設け、傘立て、郵便受け等の備品を設置するスペースを確保すること。また、必要に応じて、スロープを設置すること。
- ⑤ 建築資材の調達においては、愛知県産の資材調達に努めること。
- ⑥ トイレは、職員動線等に配慮し、利用しやすい位置に男女別トイレを設置する。来庁者も使用するトイレはバリアフリートイレの設置等ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ⑦ ロッカー等の備品については、転倒防止を防ぐために可能な限り壁に固定させること。なお、組合が別途調達する新規備品等への対応は本事業の対象外とする。
- ⑧ 消防施設の特性上、避雷針の設置を行うこと。
- ⑨ 廊下は、車椅子等の通行に支障がないよう幅員を確保すること。
- ⑩ 玄関は、来庁者用の玄関の他、別途、職員通用口を設けること。なお、来庁者については、職員用通用口や利用する諸室以外の場所へ許可なく立ち入ることができないよう、職員カード等によりセキュリティに配慮すること。
- ⑪ 施設内は、原則、土足禁止とし、職員通用口及び来庁者用の玄関に下駄箱を設置するスペースを確保すること。
- ⑫ ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もがわかりやすく、見やすいサイン計画を行うこと。
- ⑬ ブラインドカーテンを必要諸室に設置すること。
- ⑭ 玄関ロビー内に来庁者への啓発等を目的にデジタルサイネージの設置のほか、屋外に、掲示板（告示・ポスターが掲示できるものを別に設置）の設置並びに電光掲示板により情報発信を行うこと。
- ⑮ 県道 79 号線（主要地方道あま愛西線）側から視認できるように、横断幕を掲げることが出来る設備を設置すること。設置方法は事業者の提案とする。
- ⑯ 国旗及び署旗を掲げることが出来る掲揚塔（ポールタイプ）を設置すること。
- ⑰ 本組合が別途発注するデジタル無線工事及びL G W A N回線移設工事、指令機器移設工事、庁内イントラネット接続工事等と協力・連携すること。
- ⑱ 施設内への自動販売機の設置も考慮した配置とすること。

## （7）構造（耐震安全性）

- ① 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に即して、構造体の安全性の分類は「I類」、建築

非構造部材の安全性の分類は「A類」、建築設備の安全性の分類は「甲類」とすること。なお、この耐震安全性は、庁舎棟のみ適用するものとする。なお、車庫棟、訓練施設においては、災害時に施設機能を維持できる性能を確保すること。

- ② 施設の構造方式は、事業者提案とする。設計段階において、地質調査結果等を踏まえた構造形式や架構形式に関する詳細な比較検討を経て、合理的かつ経済的なものを選定すること。

## (8) 設備

### ① 電気設備

#### ア 受変電設備

- (ア) 受変電設備を配置し、受電、変電を行うこと。
- (イ) 本施設は高圧電力（6.6kV）にて引込みを行うこと。
- (ウ) 受変電設備は屋内キュービクル型とし機械室内に設置すること。
- (エ) 非常時等において、消防業務が継続できるよう2回線受電方式（架空）（同一変電所から異なるルートで受電）を採用すること。

#### イ 幹線動力設備

- (ア) キュービクルを設置し、各分電盤及び動力盤への電源供給を行うこと。
- (イ) 幹線ケーブルは、環境に配慮したエコマテリアルケーブルを使用すること。

#### ウ 電灯・コンセント

- (ア) 各電灯盤から照明器具、コンセント等への電源供給を行うこと。
- (イ) 0A用コンセントは、供給エリア毎に設置した分電盤から0Aフロア内を配線して0A用タップコンセントを計画すること。
- (ウ) 照明器具は基本的にLED照明を使用すること。会議室等プロジェクターを使用する室は調光できること。【参考資料-7 諸室別機能一覧表】を参照すること。
- (エ) 高所に設置する器具はメンテナンス性に考慮すること。
- (オ) 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- (カ) 非常照明、誘導灯は関連法令に基づき必要に応じ設置すること。
- (キ) 将来の組織改編等に伴うレイアウト変更に対応可能な配置計画とすること。

#### エ 電話設備

- (ア) 施設内連絡用及び外部との通話ができるように別途、事業者が電話交換器設備の調達を予定する。事業契約締結後、電話設備の構築に向けて、該当事業者と調整を図ること。なお、各室に設置する電話機（①外線・内線双方が使用できる多機能電話機、②ワイヤレスで外線・内線双方が使用出来る子機、③内線のみ使用できる電話機）も、該当事業者が手配を予定する。設置を予定する室については、【参考資料-7 諸室別機能一覧表】を参照すること。
- (イ) 各室に設置する電話機（①外線・内線双方が使用できる多機能電話機、②ワイヤレスで外線・内線双方が使用出来る子機、③内線のみ使用できる電話機）についても、該当事業者が手配を予定する。設置を予定する室については、【参考資料-7 諸室別機能一覧表】を参照すること。

#### オ 放送設備

- (ア) 出動指令及び館内放送に使用できるスピーカーを設置し、配管配線工事を行うこと。た

だし、放送音量の調整とともにオンオフが可能なスピーカーとすること。設置する室については、【参考資料-7 諸室別機能一覧表】を参照すること。

- (イ) 通信室から仮眠室へ個々に呼び出しできる設備については、現庁舎にて手配・設置している事業者での構築を予定する。事業契約締結後、該当事業者と調整を図ること。
- (ウ) 放送用のアンプについては、現庁舎にて手配・設置している事業者での設置を予定する。事業契約締結後、該当事業者と調整を図ること。

#### カ 自動火災報知設備

- (ア) 関連法令に基づき、必要に応じ受信機、感知器等を設置し、配管配線工事を行うこと。
- (イ) 受信機は、通信室に設置し、副受信機を消防本部の事務室に設置すること。

#### キ テレビ共同受信設備

- (ア) 屋上階に地上デジタル及びBS、ケーブルテレビのアンテナを設置し、各室へ配信できるように配管配線工事を行うこと。
- (イ) 各室にテレビを設置すること。設置する室については、【参考資料-7 諸室別機能一覧表】を参照すること。

#### ク セキュリティ設備

- (ア) 施設内外の必要箇所（施設出入口及び施設外壁周辺を想定）に監視カメラ設備を設置し配管配線工事を行うこと。なお、監視カメラのスペックは契約後、本組合と協議すること。
- (イ) 監視カメラの設置個所は事業者の提案に委ねるが、モニターを通信室に設置すること。
- (ウ) 夜間の防犯設備は機械設備を基本とし、セキュリティ設備を設置すること。但し、消防本部用トイレは、閉庁時間の使用を想定して、個別のセキュリティが行うことが出来るように事業者にて提案すること。
- (エ) 出入口は、タイマー設定により自動的に施錠及び開錠が可能な設えとすること。
- (オ) 消防本部及び消防署の就業時間が異なるため、各施設単位で職員カード等による入退室方法を採用しセキュリティに配慮すること。

#### ケ 情報通信設備

- (ア) 情報システムの設計内容に基づき配線・配管を行うこと。
- (イ) 庁内イントラネットワーク接続事業者と調整の上、各階から庁内イントラネットワークに接続（有線及び無線）できるように接続及び機器の設置に協力すること。
- (ウ) 上記（イ）とは別に各階からインターネット回線に接続（有線及び無線Wi-Fi等）できるように機器を設置すること。

#### コ 非常用発電設備

- (ア) 非常用発電装置（72時間）を設置し、消防本部及び消防署の通信機器が使用できる状態にするとともに、消防活動や被災対応に滞りがない設備（200kVAを想定）を導入すること。なお、非常用発電装置に使用する燃料は、事業者の提案とする。また、非常用発電設備は、浸水に対し安全な場所に設置すること。
- (イ) 燃料保管場所は容易に補給できる位置に設置すること。
- (ウ) 非常用発電装置の運転及び燃料等が監視できる装置を、消防本部事務室及び通信室に設置すること。
- (オ) 耐震及び浸水対策を行うこと。

- (カ) 非常用発電の運転により電力を供給する諸室については、事業者提案とするが、災害時等の消防業務継続の観点を踏まえ提案すること。

#### サ 時計設備

- (ア) 各諸室の視認性が高い位置に時計を設置すること。時計を設置する室は、【参考資料-7 諸室別機能一覧表】を参照すること。時計は壁掛け又は埋込とし、メンテナンス性を考慮すること。
- (イ) 時計は GPS 等の電波で自動時刻修正が可能なものとし、親機は通信室に設置すること。

#### シ 呼出設備

- (ア) 来庁者出入口の外部及びロビー室内にインターホンを設置し、消防本部事務室及び通信室と連絡が取れるようにすること。
- (イ) バリアフリートイレ等には緊急呼出装置を設置し、外部への表示灯、消防本部事務室及び通信室への通報装置を設置すること。

## ② 給排水設備

#### ア 給水設備

- (ア) 【参考資料-5 上水道現況図】の給水引込位置図を参照すること。
- (イ) インフラ停止時でも消防業務を継続できるように、受水槽を設置すること。
- (ウ) メーターサイズ及び受水槽容量は、使用量を考慮した適正なサイズ及び容量とし、事業者の提案に委ねる。
- (エ) 設備機器（ガス機器、受水槽、貯水槽等）の異常について、通信室への警報設備を設置すること。

#### イ 排水設備

- (ア) 新庁舎の移転に伴い、新たに浄化槽を設置すること。人槽は利用想定を踏まえ、事業者の提案とする。
- (イ) 汚水及び雨水の放流方法について、組合及びあま市と協議のうえ決定すること。
- (ウ) 甚大な被害等で汚水インフラが途絶える場合を想定し、排水管を切替し一時貯留できる排水槽を、汲み取りし易い位置に設置すること。

#### ウ 衛生器具設備

- (ア) 衛生面、節水面に考慮した機器の採用を行うこと。
- (イ) バリアフリーに配慮すること。
- (ウ) 停電時でも使用できるように自己発電式の自動水栓とすること。

#### エ 消火設備

- (ア) 関連法令に基づき、消火設備を設置すること。
- (イ) 訓練施設付近に敷地内消火栓（地下式消火栓φ75）を2基程度設置すること。敷地内消火栓は、【参考資料-5 上水道現況図】の上水道図面を参照し、不断水工法にて施工すること。

#### オ 給湯設備

- (ア) 給湯設備が必要な室は、温水器を設置すること。電気・ガス等の供給方法については、事業者の提案とする。【参考資料-7 諸室別機能一覧表】を参照すること。

(イ) バリアフリースイレのオストメイト等は給湯設備を設けること。

### ③ 空調設備

#### ア 空気調和設備

(ア) 室内環境を考慮した空調方式を考慮すること。消防署執務室及び通信室には、24 時間稼働させるため、事業者において適切な空調方式を提案すること。

(イ) 省エネルギー、地球環境保全に考慮した空調方式の採用を積極的に行うこと。

(ウ) 空調機器類は、諸室で操作できること。

(エ) 全体運転監視のための集中コントローラーを消防本部事務室及び通信室に設置すること。

#### イ 換気設備

(ア) 室内環境を考慮した換気設備を各室に設置すること。

### 3 各機能の要件（諸室計画）

#### （1）消防本部

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
1	消防長室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防長の執務室及び応接室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下側と本部事務室内から直接行き来できるよう計画すること。</li> <li>・レイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとすること。</li> <li>・手洗い場及び姿見を1基設置すること。</li> <li>・執務机、8名程度の応接が可能な家具類、キャビネット、書棚及び更衣ロッカー等を整備するため、スペースを確保すること。</li> </ul> <p>(執務机、家具類、キャビネット、書棚及び更衣ロッカー等は、組合が別途調達する。)</p>	1	30 m <sup>2</sup>
2	消防次長室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防次長の執務室及び応接室または会議室として使用する。ただし、消防次長の配属が無い際には、本室は、会議室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下側と本部事務室内から直接行き来できるよう計画すること。</li> <li>・レイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとすること。</li> <li>・手洗い場及び姿見を1基設置すること。</li> <li>・執務机、6名程度の会議が可能なセット、キャビネット、書棚及び更衣ロッカー等を整備するため、スペースを確保すること。</li> </ul> <p>(執務机、会議机、椅子、キャビネット、書棚及び更衣ロッカー等は、組合が別途調達する。)</p>	1	20 m <sup>2</sup>
3	本部事務室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部職員の執務室及び来庁者の対応スペースとして使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始時には同時に26名の執務ができる面積を確保することとし、かつ職員の増減に十分対応（最大34名）ができるよう、ゆとりを持たせ可変性の高い執務空間とすること。</li> <li>・レイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとすること。</li> <li>・執務室と来庁者スペース間に各課のカウンター、5人程度の来庁者用待合スペースを設けること。</li> </ul>	1	170 m <sup>2</sup>

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 26 名が執務できる片袖机を配置することができるスペースを確保すること。また、各課は防音性の高いパーティションで区切ることができるようにすること。なお将来的な組織改編の可能性を考慮して、造り付けのパーティションは想定していない。</li> <li>・ 個人用ロッカー、1人用 WEB 会議ボックス2つの設置、壁面及び各課間等に適宜キャビネットを設置するため、必要なスペースを確保すること。</li> <li>・ 指令用プリンター、モニターの設置スペースを確保すること。</li> </ul> <p>(執務机、椅子、個人用ロッカー、WEB 会議ボックス、キャビネットは、組合が別途調達する。)</p>		
4	印刷室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁断機、丁合機等を置き、文書作成に使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設のシュレッダーを移設するため、AC コンセント等を適宜設置すること。</li> <li>・ 既存のシュレッダーの移設に協力すること。</li> </ul>	1	10 m <sup>2</sup>
5	来庁者打合せ室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来庁者との打合せ室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6名程度の打合せ用個室を2室設けること。</li> <li>・ WEB 会議用設備を用いるため、AC コンセント等を適宜設置すること。</li> </ul> <p>(机、椅子、WEB 会議用設備は、組合が別途調達する。)</p>	2	20 m <sup>2</sup> (10 m <sup>2</sup> × 2)
6	講堂	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防本部及び消防署の各種行事、研修、住民の講習等に使用し、80名程度の利用を想定する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可動間仕切りにより3部屋(50 m<sup>2</sup> × 3部屋)に分割できるようにすること。</li> <li>・ 会議用いす、机等の備品を収納できる倉庫を配置すること。なお、本部会議室用の倉庫と兼ねて1室として計画することを可とする。</li> <li>・ 災害対策本部のバックアップ機能を考慮しOAフロアとすること。</li> <li>・ 利用用途を鑑みた音響映像設備一式を設けること。</li> <li>・ 出入口扉横に、講習名等を表示できる設えとすること。</li> <li>・ 指令用プリンター、モニターの設置スペースを確保すること。</li> </ul> <p>(机、椅子は組合が別途調達する。)</p>	3	180 m <sup>2</sup> (50 m <sup>2</sup> × 3+倉庫)
7	本部会議室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p>	1	70 m <sup>2</sup> (60 m <sup>2</sup> )

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
		<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部の各会議・研修に使用するとともに、来賓用会議室としても使用し、30名程度の利用を想定する。</li> </ul> <b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>レイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとすること。</li> <li>会議用いす、机等の備品を収納できる倉庫を配置すること。なお、講堂用の倉庫と兼ねて1室として計画することを可とする。</li> <li>利用用途を鑑みた音響映像設備一式を設けること。 (会議用いす、机は組合が別途調達する。)</li> </ul>		×1+倉庫)
8	書庫	<b>【諸室の利用方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部及び消防署の保存文書及び台帳等の保管に使用する。</li> </ul> <b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>書庫に必要な集密書架を設置すること。</li> <li>集密書架を収納できるよう床の耐荷重を設計すること。</li> </ul>	1	55㎡
9	資器材倉庫	<b>【諸室の利用方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部の事務用品、資器材、その他物品の保管場所として使用する。</li> </ul> <b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>適宜収納なラックを設置すること。</li> </ul>	1	35㎡
10	給湯室	<b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部事務室から直接行き来できるよう計画すること。</li> <li>シンク及び食器棚を設けること。</li> <li>冷蔵庫を設置するスペースを確保すること。 (冷蔵庫は組合が別途調達する。)</li> </ul>	1	10㎡
11	サーバー室	<b>【諸室の利用方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内イントラネットワーク、消防本部、指令用のサーバーを設置する室として使用する。</li> </ul> <b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>24時間稼働させるため、適切な空調方式を採用すること。</li> <li>火災時の被害を最小限に抑えるため不活性ガス消火設備を設置すること。</li> <li>レイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとすること。</li> </ul>	1	15㎡
12	火災調査鑑識室	<b>【諸室の利用方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>予防課が実施する火災調査の鑑識用スペースとして使用し、かつ、火災調査に伴う証拠品を運び入れ及び保管を行うため1階に配置する。</li> </ul> <b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部から証拠品等の運び入れができるよう両開き扉を設置するとともに、火災調査に伴い一時預かりとなっている証拠品等を保管できるラックを設置すること。</li> </ul>	1	15㎡

諸室名称	諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑識調査のための机を設置するスペースを確保すること。</li> <li>・汚染物を洗浄できる手洗い設備を1基設置すること。 (椅子、机は組合が別途調達する。)</li> </ul>		

## (2) 消防署

諸室名称	諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
1 署長室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署長の執務室及び応接室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下側と署執務室内から直接行き来できるよう計画することが望ましい。</li> <li>・レイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとすること。</li> <li>・手洗い場及び姿見を1基設置すること。</li> <li>・執務机、6名程度の応接が可能な家具類、キャビネット等、書棚及び更衣ロッカーを配置するスペースを確保すること。 (執務机、家具類、キャビネット、書棚及び更衣ロッカーは、組合が別途調達する。)</li> </ul>	1	20 m <sup>2</sup>
2 署執務室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署職員の執務室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室と車庫を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置とすること。</li> <li>・一般来庁者が入れないように動線計画に配慮すること。</li> <li>・供用開始時には同時に23名の執務ができる面積を確保し、かつ職員の増減に十分対応(最大26名)できるよう、ゆとりを持たせ可変性の高い執務空間とすること。</li> <li>・レイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとすること。</li> <li>・78名分の個人ロッカー、各課、各係専用の書棚を配置するスペースを確保すること。</li> <li>・指令用プリンター、モニターの設置スペースを確保すること。 (執務机、個人用ロッカー、書棚は、組合が別途調達する。)</li> </ul>	1	120 m <sup>2</sup>
3 通信室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指令業務として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤準備室と車庫を結ぶ動線の経路や幅員を考えた配置とすること。</li> </ul>	1	20 m <sup>2</sup>

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指令端末装置、指令書用プリンター、消防・救急無線、電話交換機等の機器を設置すること。</li> <li>・レイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとすること。</li> <li>・署執務室及び署会議室兼災害対策室と隣接させること。</li> <li>・通信室内に通信機械を設置すること。</li> </ul>		
4	署会議室 兼災害対策室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署に関連する会議に使用するとともに、災害発生時には、特設消防本部設置場所として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30名程度の利用を想定する。</li> <li>・災害発生時、通信室と一体的に室を使用するため、通信室と会議室兼災害対策室を隣接させ、隔てる壁は可動間仕切り壁とすること。</li> <li>・利用用途を鑑みた音響映像設備一式を設けること。</li> <li>・会議用机・椅子を設置するスペースを確保すること。</li> <li>・レイアウトが容易にできるよう、OAフロアとすること。</li> <li>・指令用プリンター、モニターの設置スペースを確保すること。</li> </ul> <p>(会議用机、椅子は組合が別途調達する。)</p>	1	80㎡
5	多目的室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急訓練、ミーティング、職員教養、住民の講習など多目的なスペースとして使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫と出動準備室と多目的室を結ぶ導線の経路や幅員を考えた配置とすること。</li> <li>・レイアウトが容易にできるよう、OAフロアとすること。</li> <li>・来庁者、住民への広報用品を掲示するスペースを計画すること。</li> <li>・20名程度の会議用机・椅子を設置するスペースを確保すること。</li> <li>・会議用いす、机等の備品を収納できる倉庫を配置すること。</li> <li>・利用用途を鑑みた音響映像設備一式を設けること。</li> <li>・出動モニター、救急訓練・住民講習用の資器材を収納できるようラックを整備すること。</li> <li>・出入り口扉横に、講習名等を表示できる設えとすること。</li> </ul> <p>(会議用机、椅子は組合が別途調達する。)</p>	1	70㎡ (60㎡× 1+倉庫)
6	車庫	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急車両を保管する場所として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出動準備室から円滑に移動可能な動線とすること。</li> </ul>	1	650㎡

諸室名称	諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両への乗り込みが迅速に行えるように適切な間隔で車両を駐車できる計画とすること。</li> <li>・車両間隔は、ドアの開閉に支障のない間隔とし、車両と壁、柱などの間隔は作業等に支障のない間隔を確保すること。</li> <li>・天井高は車両の上部での作業に支障のない高さを確保すること。</li> <li>・地震時の揺れで車両と壁や柱、車両相互がぶつかり破壊されることがないように十分な間隙を確保すること。</li> <li>・車両が入庫するためのスペースとして、車庫前に車両回転スペースとして前面 10m程度を設け、車両の荷重に耐えられる舗装とすること。</li> <li>・車両出入り口にシャッター等を設け、閉鎖時でも採光可能で、外部から消防車両を視認できるタイプのものとする。</li> <li>・床は滑りにくい仕上げとし、適宜水勾配を設けること。</li> <li>・浸水時に緊急車両を退避できる車両退避所（TP+2.2 以上）を車庫上に設けること。</li> <li>・シャッター等は、車両等感知センサーによる誤作動防止及び故障時・停電時に容易に開放できる機能を付加し、外部からリモコン操作等により遠隔操作ができるものとする。</li> <li>・排気ガスを容易かつ効率的に排気できる構造又は装置を設置すること。なお、停電時でも排気装置が使用できるようにすること。</li> <li>・消防車及び救急車に近接して電源を設け、エアーコンプレッサー、EV 用充電コンセントを 1 基設置すること。</li> <li>・車庫の一角にシンクを設置すること。</li> <li>・鳥害被害対策を実施すること。</li> </ul>		
7	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除染用シャワー室で洗濯した防火衣、衣類、資器材（潜水用スーツ等）を乾燥する場所として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除染用シャワー室及び災害対応資器材庫に隣接して配置すること。</li> <li>・室全体を乾燥室として使用できる乾燥設備を設けること。</li> </ul>	1	10 m <sup>2</sup>
8	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動等により汚れた防火衣、衣類、資器材（潜水用スーツ等）を洗濯する場所として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動後、汚れを庁舎内に持ち込まないように、車庫に隣接して配置するとともに、外部からも出入りできるようにすること。</li> </ul>	1	15 m <sup>2</sup>

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火服・潜水用スーツ等の汚れを洗い流すことができる深型・大型の洗い場を設けること。</li> <li>・ 洗濯機を設置するスペースを確保すること。</li> <li>・ 除染用にシャワーカランを3基設置すること。</li> <li>・ シンクを設置すること。</li> </ul> (洗濯機は組合が別途調達する。)		
9	救急消毒室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急隊員や救急出動で使用した資器材の洗浄と消毒を行う部屋として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急車の駐車位置に隣接させ、車庫及び廊下の両方から直接出入りできるものとする。</li> <li>・ 入口ドアの開閉は、直接手で触れなくても容易に開閉できる仕組み（例：肘や足を使う、自動ドア等）とするなど、作業性に配慮した構造とすること。</li> <li>・ 二槽式流し台とし、一槽は深型で、手洗い及び血液や汚物等で汚れた資器材を洗浄でき、他の一槽は、消毒剤を浸し、消毒できる仕様とすること。</li> <li>・ 感染性廃棄物を収納する専用容器を設置するスペースを確保すること。</li> <li>・ 洗浄した資器材を滅菌するための前作業を行うため、作業台を設けること。</li> <li>・ ストレッチャー、バックボードを洗浄するスペースを設け、ホースリールにより延長可能なシャワー機能を設置すること。</li> <li>・ ストレッチャー、バックボード洗浄部分に排水口を設置すること。</li> <li>・ 感染防止着等を洗濯・乾燥できるスペースを設けること。</li> <li>・ 無人時は紫外線殺菌灯に自動で切り替え可能とすること。</li> <li>・ 天井を張り換気設備を設ける等、衛生面に配慮した構造とすること。</li> <li>・ 洗濯機を設置するスペースを確保すること。</li> <li>・ 感染防止着を収納できる紫外線滅菌灯付のラックを設置すること。</li> <li>・ 洗濯した感染防止着等を乾燥できるラックを設置すること。</li> <li>・ ストレッチャー等を洗浄するためのシャワーカランを2基設置すること。</li> </ul> (洗濯機は組合が別途調達する。)	1	15 m <sup>2</sup>
10	医療廃棄物保管庫	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療廃棄物の保管庫として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p>	1	5 m <sup>2</sup>

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染性廃棄物の移設経路に配慮しながら救急消毒室に近接して配置すること。</li> <li>・ 外部から医療廃棄物を搬出できるように出入口を設けること。</li> <li>・ 適宜収納ラックの設置を行うこと。</li> </ul>		
11	消防・救助資器材室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防活動用資器材やホース、救助出動時に必要な各種資器材等を保管するスペースとして使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廊下側の出入口とは別に、出動時に必要に応じて車両積載できるよう、緊急車両車庫に隣接させ、資器材の搬出入が容易に行える出入口を設けること。</li> <li>・ 天井スラブ付近は、ボート置場等資材を保管できるものとし、その搬出を容易にできる設備を設置すること。</li> <li>・ 各壁面に棚を設置し、重量物を保管するための強度を十分確保すること。</li> <li>・ 消防隊が災害出動及び訓練で使用した空気呼吸器の空気ボンベを充填するための空気充填室を区画して設置し、空気呼吸器用ボンベ、救急用酸素ボンベ等の保管するスペースを確保すること。</li> <li>・ 適宜、換気設備等を設けること。</li> <li>・ 適宜収納ラックの設置を行うこと。</li> <li>・ 空気呼吸器用高圧エア・コンプレッサー用コンセントを1基設置すること。</li> </ul>	1	50 m <sup>2</sup>
12	救急資器材室	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急資器材の管理収納室、大災害時の応急救護用資器材の保管場所として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急消毒室に隣接して設置すること。</li> <li>・ 天井を張り換気設備を設ける等、衛生面に配慮した構造とすること。</li> <li>・ 薬品、包帯その他救命処置用器具の倒落やこれによる漏れが生じることなく保管できるように配慮すること。</li> <li>・ 収納ラックの設置を行うこと。</li> </ul>	1	35 m <sup>2</sup>
13	ホース乾燥塔	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防業務で使用したホースを乾燥する場所として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホース乾燥塔は訓練施設に近接した位置に設置すること。</li> <li>・ 約20mのホースが干せる高さを確保した、ホースリフター付のホース乾燥設備（自然乾燥）を設置すること。停電時でも使用できるようにすること。</li> </ul>	1	—

諸室名称	諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホース乾燥塔の前面にホース洗浄を行えるスペースを確保すること。</li> </ul>		
14	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤時防火衣を着装するスペースとして使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速に出動するため、車庫に隣接して配置すること。</li> <li>・着装時における隊員相互の接触を避けるため、広い着装スペースを確保すること。</li> <li>・救急隊及びPA 連携により感染の疑いがある傷病者に対応した職員と、来庁者と職員との接触を避け、汚染された疑いのある衣服や資器材を一時的に收容するための設備を設置すること。</li> <li>・115名程度が使用できる防火衣収納ロッカーを設置すること。なお、消防署職員 79 名分は 1 個あたり 2 名分、その他消防本部職員等 36 名分は 1 個あたり 3 名分の防火衣収納ロッカーを設置すること。</li> <li>・指令書用プリンター、出動モニターを設置するスペースを設けること。</li> <li>・出勤準備室・防火衣収納室の一角に手洗い場を設けること。</li> <li>・無線、バッテリー充電等が可能な容量に配慮し、スペースを設けること。</li> </ul>	1	90 m <sup>2</sup>
15	<p>車両関係 資器材庫 (タイヤ 庫含む)</p> <p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予備タイヤの保管等車両関係資器材庫及び消防車両整備用の工作台及び車両積載品の収納スペースとして使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫と近接させて配置する。</li> <li>・タイヤラック、ツールワゴン等の工具入れを設置するスペースを確保すること。</li> </ul> <p>(タイヤラック、ツールワゴン等の工具入れは組合が別途調達する。)</p>	1	20 m <sup>2</sup>
16	<p>危険物保管庫 (油庫)</p> <p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少量危険物施設を想定し、車両の潤滑剤、整備用油脂、暖房用器具などの燃料保管庫として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫と近接させて配置すること。</li> </ul>	1	5 m <sup>2</sup>
17	<p>災害対応資器材庫</p> <p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害対応資器材の保管庫として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥室と隣接させて配置すること。</li> <li>・潜水用スーツ、化学防護服等はハンガーにて保管できるような設備を災害種別に設置すること。</li> </ul>	1	90 m <sup>2</sup>

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
18	自家給油施設	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震、台風、水害等の大規模災害発生時、出動時における消防車両用の燃料を確保するため、自家用給油施設を設置する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タンク容量 10,000 リットルを確保すること。燃料の種別は事業者提案とする。</li> <li>非常用発電機の燃料の給油との兼用も可とする。</li> <li>車両への給油が容易な配置とすること。</li> </ul>	1	適宜

### (3) 生活スペース

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
1	消防本部更衣室（男性用）	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部の男性職員の更衣室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>32 名程度の使用を想定し、更衣ロッカー、姿見を設置するスペースを確保すること。</li> </ul> <p>(更衣ロッカー、姿見は組合が別途調達する。)</p>	1	20 m <sup>2</sup>
2	消防本部更衣室（女性用）	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部の女性職員の更衣室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシー保護のため、女性用生活スペースは 1 カ所にまとめて配置すること。</li> <li>前室を設け、前室と更衣室の間にカーテンを設置し、出入り口は施錠可能とすること。</li> <li>6 名程度の使用を想定し、更衣ロッカー、姿見を設置するスペースを確保すること。</li> </ul> <p>(更衣ロッカー、姿見は組合が別途調達する。)</p>	1	5 m <sup>2</sup>
3	休憩室（男性用）	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部及び消防署の男性職員の休憩スペースとして使用する。また、災害時は消防本部及び消防署の参集者の仮眠室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>休憩可能なソファや布団等を収納できる小上がり付きの畳スペースを計画すること。</li> </ul> <p>(ソファは組合が別途調達する。)</p>	1	30 m <sup>2</sup>
4	休憩室（女性用）	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部及び消防署の女性職員の休憩スペースとして使用する。また、災害時は消防本部及び消防署の参集者の仮眠室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシー保護のため、女性用生活スペースは 1 カ所にまとめて配置すること。</li> </ul>	1	15 m <sup>2</sup>

諸室名称	諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が飲食できるスペースを設けること。</li> <li>・休憩可能なソファや布団等を収納できる小上がり付きの畳スペースを計画すること。</li> <li>・冷蔵庫及び電子レンジを設置するスペースを確保すること。</li> </ul> <p>(机、椅子、ソファ、冷蔵庫・電子レンジは組合が別途調達する。)</p>		
5	<p>仮眠室兼更衣室（男性用）</p> <p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防隊員・救急隊員のための夜間仮眠室及び更衣室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮眠室と出動準備室と車庫を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置とすること。</li> <li>・車庫に達する動線は安全かつ短時間で到達することができるものとする。</li> <li>・個室タイプとし、壁及び建具は外部からの騒音防止及び夜間採光を遮断できるものを採用すること。</li> <li>・個室は31部屋整備すること。</li> <li>・床は、歩行時騒音の少ない材質を使用し、扉は、開閉時に音がしないものを採用すること。</li> <li>・各個室にベッド1台を設置すること。</li> <li>・3名分の服と布団が収納できるクローゼットを設置すること。</li> <li>・通信室及び仮眠室双方で通信可能な通信手段の構築及び通信室から仮眠室の室内灯の入り切りができるようにすること。</li> <li>・仮眠室に室内干し用のラックを設置すること。</li> </ul>	—	230 m <sup>2</sup>
6	<p>仮眠室兼更衣室（女性用）</p> <p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防隊員・救急隊員のための夜間仮眠室及び更衣室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシー保護のため、女性用施設を1か所にまとめて整備すること。</li> <li>・仮眠室と出動準備室と車庫を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置とすること。</li> <li>・車庫に達する動線は安全かつ短時間で到達することができるものとする。</li> <li>・個室タイプとし、壁及び建具は外部からの騒音防止及び夜間採光を遮断できるものを採用すること。</li> <li>・個室は4部屋整備すること。</li> <li>・床は、歩行時騒音の少ない材質を使用し、扉は、開閉時に音がしないものを採用すること。</li> <li>・各個室にベッド1台を設置すること。</li> </ul>	—	30 m <sup>2</sup>

諸室名称	諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3名分の服と布団が収納できるクローゼットを設置すること。</li> <li>・ 通信室及び仮眠室双方で通信可能な通信手段の構築及び通信室から仮眠室の室内灯の入り切りができるようにすること。</li> <li>・ 仮眠室に室内干し用のラックを設置すること。</li> </ul>		
7	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防活動、訓練後等、交代制勤務員の入浴室として使用する。また、災害時は消防本部及び消防署の参集者の入浴室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防活動後すぐに入浴でき、消防活動による汚れを庁舎内に持ち込まないように、車庫及び出動準備室と入浴室を結ぶ動線の経路を考えた配置とすること。</li> <li>・ 浴室及び脱衣室は、洗面所・洗濯機置場等からの視認性及び職員間のプライバシーに配慮して整備すること。</li> <li>・ 洗濯機及び乾燥機台を設けるスペースを確保すること。</li> <li>・ 脱衣室に棚を設置すること。</li> <li>・ 一度に2人が利用できるシャワーカーン付きのユニットバス1室と、シャワー室2室を整備すること。</li> <li>・ 浴室に出動指令スピーカーを整備すること。</li> <li>・ 洗面台下は、トイレ等の掃除用品を収納できるようにすること。</li> <li>・ 脱衣所にバスタオルやシャンプー等を収納できる個人用ロッカー70個分（消防職員用）を設置すること。</li> <li>・ 洗面所近くにアメニティロッカー30個分（本部職員用）を設置し、脱衣棚を設けること。</li> <li>・ 指令用モニターの設置スペースを確保すること。</li> </ul> <p>（洗濯機及び乾燥機は組合が別途調達する。）</p>	1	50 m <sup>2</sup>
8	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防署男性職員の消防活動、訓練後等、交代制勤務員の入浴室として使用する。また、災害時は消防本部及び消防署の参集者の入浴室として使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防活動後すぐに入浴でき、消防活動による汚れを庁舎内に持ち込まないように、車庫及び出動準備室と入浴室を結ぶ動線の経路を考えた配置とすること。</li> <li>・ プライバシー保護のため、女性用生活スペースは1カ所にまとめて配置すること。</li> <li>・ 浴室には脱衣所として前室を設け、浴室及び脱衣室と、洗面所は職員間のプライバシーに配慮して整備すること。</li> <li>・ 洗濯機及び乾燥機台を設けるスペースを確保すること。</li> </ul>	1	30 m <sup>2</sup>

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱衣室にバスタオル等を収納できる個人ロッカーを 10 個程度設置すること。</li> <li>・ユニットバス 1 室を整備すること。</li> <li>・浴室に出動指令スピーカーを整備する。</li> <li>・洗面台下は、トイレ等の掃除用品を収納できるようにする。</li> <li>・洗面所近くにアメニティロッカーを 12 個程度設置すること。</li> <li>・指令用モニターの設置スペースを確保すること。</li> </ul> (洗濯機及び乾燥機は組合が別途調達する。)		
9	リネン室	<b>【諸室の利用方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮眠室ベッドのシーツ、布団カバー等の保管及びシーツ回収箱置場として使用する。</li> </ul> <b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からシーツ等を回収できるようにするとともに、受付に近接して配置すること。</li> <li>・収納ラックを設置すること。</li> </ul>	1	5 m <sup>2</sup>
10	トレーニング室	<b>【諸室の利用方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨天、夜間時の消防訓練及び職員の体力錬成に必要なトレーニングを行うためのスペースとして使用する。</li> </ul> <b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーニング室からの音漏れに対し、本部事務室・署執務室・仮眠室・会議室等への影響に十分に配慮したうえで配置すること。</li> <li>・訓練により容易に破損しない内部構造とするとともに、弾力性かつ安全性が充足されているものとし、吸音性及び防音性に配慮した空間とすること。</li> <li>・室内の壁面の一部を鏡張りとすること。</li> <li>・トレーニング用として、アンカーリングを設置すること。</li> <li>・トレーニング用器具一式を整備するスペースを確保すること。</li> </ul> (トレーニング用具一式は組合が別途調達する。)	1	50 m <sup>2</sup>
11	食堂・厨房	<b>【諸室の利用方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部及び消防署の職員の食堂及び調理室として使用し、30 名程度の利用を想定する。</li> </ul> <b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用厨房設備を設けること。</li> <li>・食器棚、家電用収納棚を設置すること。</li> <li>・冷蔵庫及び飲食するための机・椅子を配置するスペースを確保すること。</li> <li>・壁付のテレビを設置するスペースを確保すること。</li> </ul> (冷蔵庫、机、椅子、テレビは組合が別途調達する。)	1	65 m <sup>2</sup>

(4) 共用部

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
1	受付	<p><b>【諸室の利用方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来客等受付、案内のためのスペースとして使用する。</li> </ul> <p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉庁時間や夜間の来庁者対応のための小窓を設けること。</li> <li>・ 受付の一角に腕用ポンプ 1 基 (w1,500 × d3,700 × h2,570)、バッテリーカー 2 台 (1 台あたり (w930 × d1,180 × h630))、デジタルサイネージ 1 基を設置できるスペースを確保すること。</li> <li>・ レイアウト変更が容易にできるよう、OA フロアとすること。</li> </ul> <p>(腕用ポンプ、バッテリーカー、デジタルサイネージは組合が別途調達する。)</p>	1	5 m <sup>2</sup>
2	トイレ (男性用、女性用、多目的)	<p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性用、女性用を各階にそれぞれ配置すること。</li> <li>・ 来庁者が立ち入るエリアは職員用と来庁者用を兼ねることとすること。</li> <li>・ 防火衣着用時にも緊急車両車庫よりそのまま利用可能なよう計画すること。</li> <li>・ 来庁者が立ち入るエリアには、オストメイト・ベッド他を設けること。</li> <li>・ 多目的トイレに呼出用押しボタンを設け、通信室のトイレ呼出受信機に警報表示を行うこと。多目的トイレの設置フロアは、事業者提案とする。</li> </ul>	各階	適宜
3	階段・廊下等	<p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関 (エントランス) は、職員用と一般来庁者用を分けて設置すること。</li> <li>・ 玄関 (エントランス) やエレベーターホール、通路等の壁面、床面等を活用し、来庁者や住民への広報、防火・防災教育・啓発につながる連絡、広報、展示コーナーを設置すること。</li> <li>・ 玄関・出入口、廊下・通路、階段・エレベーター等はユニバーサルデザインと荷物搬出入に配慮した計画とすること。</li> <li>・ 救急ストレッチャーが収容可能なエレベーターを 1 基以上設置すること。</li> <li>・ フロアマップを設置するとともに、各課の案内看板を設置すること。なお、案内看板は将来的な課の再編等にも対応できるものとする。</li> <li>・ 原則庁舎内は土足禁止とし、職員用及び一般来庁者用の玄関には靴を脱ぐスペースを確保すること。</li> <li>・ 20 名分の靴が収納できる一般来庁者用下駄箱を設置するスペースを確保すること。</li> </ul>	—	適宜

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	室数	目安面積
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 115 名分の靴が収納できる職員用下駄箱を設置するスペースを確保すること。</li> <li>・ 指令用モニターの設置スペースを確保すること。</li> </ul> (下駄箱は組合が別途調達する。)		
4	備蓄倉庫	<b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納ラックを設置すること。</li> </ul>	1	50 m <sup>2</sup>
5	機械室	<b>【諸室の整備要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水防止を考慮するとともに、設備更新が容易な場所に計画すること。</li> <li>・ 発電設備の燃料備蓄量は 72 時間分（3 日間）とし、燃料補給を行うことにより 168 時間（1 週間）以上の機関運転可能時間を確保する。</li> <li>・ 自家給油設備からの直接補給配管を検討する。</li> <li>・ 各階幹線ルートは二重化を図り、電力供給における信頼性を向上させること。</li> <li>・ 受変電設備は屋内キュービクル型とし、機械室内に設けること。</li> </ul>	1	適宜

### (5) 訓練施設

訓練施設は、「Ⅲ. 3 各機能の要件」を全て満たすこと。なお【参考資料-8 訓練施設図面】を参照のうえ、提案すること。ただし各訓練は、全国消防救助大会が実施できるとともに、当該各種訓練が実施できるように配置がされていなければならない。【参考資料-9 全国消防救助技術大会実施要領】を参照すること。

以下に記載の施設及び各階層における諸室の名称、配置、室数、積算面積はあくまでも参考であり、事業者の提案を妨げるものではない。

共通事項		計画等の考え方
1	防水処理・防カビ対策	・ 訓練棟各階及び各室には、すべて防水処理及び防かび対策を施す。
2	防滑処理（階段）	・ 屋内階段及び屋外階段は、すべり止めの措置を講じ、手すりを設ける。すべり止めの措置については、消火ホースの延長や取り回しによる破裂の可能性が低減されていなければならない。
	防滑処理（諸室）	・ 各訓練施設の各室の床材は、すべりにくいものとする。ただし、消火ホース引き込みや取り回しによる破裂の可能性が低減されていなければならない。
3	排水処理	・ 各訓練施設の各室、バルコニー、廊下等の床には、放水訓練を行うため、排水設備を設ける。また排水した水については、地下貯留槽等に回収すること。

共通事項		計画等の考え方
4	放送設備	・施設内に出勤指令が聞こえるよう、放送設備を設ける。
5	照明設備	・施設内外に照明を設ける。屋外や放水訓練を行う場所については、水濡れを考慮すること。
6	窓	・すべての窓は、破損防止の観点から、ポリカーボネート等割れにくい材質とする。また窓にパネル等を取り付け、暗所にも転換できること。
7	窓枠保護	・全ての窓の下部レール部分には、直接踏むことを避けるための、金属製の保護金物を設ける。
8	アンカー	・全国消防救助技術大会実施要領を踏まえ、適宜アンカーを設ける。
9	コーナーガード	・各訓練施設各階及び各室のすべて柱等には、コーナーガード等の保護材を設ける。
10	欠損防止用金具	・すべてのバルコニー及び廊下に設ける手すり等の上部には、欠損防止用の金具を設ける。

配置・計画等の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の訓練を実施するスペースとして使用する。 高所進入・高所火災・高所救助等の訓練、ロープブリッジ渡過訓練（ロープブリッジ救助訓練）、はしご登はん訓練、ロープ応用登はん訓練、迷路訓練、ベランダ救出訓練、屋根上消火訓練、架梯・伸梯障害訓練、強制ドア解放訓練救助訓練、マンホール等での事故を想定した進入訓練（立坑訓練）</li> <li>・開口部（窓等）の上部には、アンカー（引っ張り強度2トン以上）を設ける。</li> <li>・23メートルの間隔をあげ、ロープブリッジ渡過訓練等が実施できるようにする。</li> <li>・救助訓練に使用するほか、訓練施設等に有効利用する。</li> <li>・一部のバルコニーには、蹴破りを想定した可動式隔て板を設ける。</li> <li>・一部のドアには、施錠された場合を想定し、消防機材を使用した強制進入を行うための切断開口を設ける。切断開口部の板は交換できる構造とする。（強制ドア解放訓練）。サムターン錠・トラップサムターン錠を設ける。</li> <li>・迷路訓練施設については、訓練室の内部間仕切りを可動式にし、各対象物に想定できる施設とすること。この時支柱は残らないこと。</li> <li>・市民体験用避難ハッチを設けること。</li> <li>・外部にはしご伸梯障害用仮想電線及び金物を設ける。</li> <li>・強制ドア解放用ドア訓練が実施できること。交換用鉄板の予備（数量100枚以上）を必要とする。</li> <li>・迷路訓練が実施できること。</li> <li>・迷路パネル及び支柱等については、任意の位置に移動できる構造とすること。</li> <li>・迷路に使用しない場合、居ぬきの訓練室としても使用できること。この時迷路訓練の支柱はすべて抜けていること。</li> <li>・迷路訓練用可搬式避難口誘導灯を迷路パネルに設置可能なこと。また任意の位置に移動できること。</li> </ul>	

配置・計画等の考え方

- ・窓の外には、専用住宅想定時に、屋根消火訓練が実施できること。屋根の材質は、樹脂瓦と金属製の屋根の2種類とする。窓近傍には、アンカー（引っ張り強度2トン以上）を設ける。また、架梯時の保護用として、軒先部に架梯保護パイプを設けること。
- ・屋内階段を設置し、専用住宅想定としての訓練が実施できること。
- ・屋外階段を設置し、共同住宅想定として訓練が実施できること。
- ・共同住宅（1部屋）想定として使用できること。家具（机・椅子・ベッド等）が設置できること。
- ・特定一階段建物想定として、訓練が実施できること。
- ・屋外共用廊下想定共同住宅（2部屋並列）における検索・救助・消火訓練が実施できる構造とする。バルコニー部には、可動式隔て板を設置する。
- ・検索時に火災が及んでいない居室として使用するほか、ブリーフィングルームとして使用が可能なこと。
- ・降下支点用の金物を（引っ張り強度2トン以上）を設ける。
- ・床部に資器材搬送用ジブクレーン（定格荷重0.49トン）を設ける。
- ・はしご登はん訓練が実施できること。
- ・ロープ応用登はん訓練が実施できること
- ・地上17mにはしご登はん用上部支点およびロープ応用登はん用支点を設ける。
- ・外部階段各階踊り場には、連結送水管用放水口格納箱（一段型単口）を設ける。
- ・はしご登はん用確保支点およびロープ応用登はん用確保支点をそれぞれ設けること。ただしレイアウトによっては、両訓練を兼ねることができる。スタートライン等路上ペイントを行うこと。
- ・ほふく煙道を設ける。
- ・普及啓発用デモトレーナー設備（R型受信機（またはP型1級）、煙感知器、地区ベル 非常灯 BL型誘導灯 等）を設ける。
- ・体験用避難口誘導灯を設ける。
- ・体験型スプリンクラー設備（開放型）を設ける。ポンプ車を使用し、施設外壁に設置した送水口から送水する。
- ・体験用屋内消火栓（1号・2号）を設け、施設外壁に設置した送水口から送水する。
- ・無蓋貯留槽兼訓練水槽を設ける。容積は100トンとし、水槽内部への転落防止措置を検討すること。
- ・ろ過装置を設置すること。

(6) 外構

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	基数	概算面積
1	ゴミ置き場	<p><b>【諸室の整備要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるごみ、カン、ビン、ペットボトル、生ごみ及び不燃ごみ等を区分して置くための物置タイプのごみ置き場を設けること。</li> <li>・庁舎棟もしくは車庫等の1角による設置も可とする。</li> <li>・ゴミ回収時の車両搬入経路に配慮した計画とすること。</li> </ul>	1	—

諸室名称		諸室の配置・計画等の考え方	基数	概算面積
2	飲料水兼用型貯水槽	<b>【諸室の整備要件】</b> ・災害時の飲料水の確保のため、飲料水兼用型貯水槽 100 トンを設置すること。	適宜	—
3	耐震性貯水槽	<b>【諸室の整備要件】</b> ・近隣の火災、非常時の消火用水確保のため耐震性貯水槽 40 トンを設置すること。 ・平時は火災防ぎょ訓練に使用することを検討すること。	適宜	—
4	屋外掲示板	<b>【諸室の整備要件】</b> ・人目につきやすい位置に啓発用の屋外電光掲示板を設置すること。	1	—
5	国旗掲揚塔	<b>【諸室の整備要件】</b> ・式典時に使用出来る国旗掲揚塔（ポールタイプ）を設置すること。 ・国旗及び署旗が設置できること。	1	—

## (7) 外構計画・駐車場及び駐輪場計画

### ① 敷地出入口計画

- ア 出入口は、区域南側に接道する県道 79 号（主要地方道あま愛西線）、区域東側に接道し付替を行う市道（沖之島遠島線）とし、県道を緊急車両及び来庁者出入口として計画すること。
- イ 敷地出入口は、バス等大型車両の出入りが可能な幅員とすること。
- ウ 敷地出入口を計画するに当たっては、当該道路管理者との協議・手続きを適切に行うこと。また、道路路肩には道路排水構造物があるため、大型車両の通行に耐えうる構造となるよう、当該道路管理者との協議・手続きを適切に行うこと。【参考資料-10 道路計画図】を参照すること。

### ② 外構計画

- ア 外構の構成は駐車場、駐輪場（バイク含む）、訓練スペースとし適宜緑地を計画すること。なお、駐車場においては、1 階ピロティ内での計画を想定するが、事業者の提案も可とする。
- イ 敷地内に「小型ポンプ操法」が訓練可能なスペースを計画すること。
- ウ 防犯及び安全に配慮して、外灯を適切に設置すること。
- エ 被災時の消防用水を確保するため、雨水を地下等に貯留できる防火水槽を計画すること。
- オ あま市清潔で美しいまちづくり条例（平成 30 年 4 月 13 日 条例第 21 号）に基づき、清潔

- で美しいまちづくりに貢献できるような計画とすること。
- カ 園路等に植栽柵を整備して、敷地内緑化を図ること。
  - キ 駐車場には車止めを設けること。施設の出入口付近には駐車させないよう対策を行うこと。
  - ク 県道 79 号線側に、緑陰のある中高木を配置すること。
  - ケ 緑化計画に配慮すること。
  - コ 緑化に要する植栽等は維持管理の容易性に長けたメンテナンス性のよい樹種とすること。
  - サ 車道部、歩道部を明確にし、安全に配慮すること。横断部には横断歩道、一時停止線等を設けること。
  - シ バリアフリー等に配慮すること。
  - ス 適宜、散水栓を計画すること。

### ③ 消防本部及び消防署の車両

消防本部及び消防署の所有する車両は下記の通りとする。緊急車両の車両すべて（18 台）を、浸水時に車庫棟屋上（スロープの踊り場等への避難も可（TP2.2m 以上））の車両待避所へ退避させることができるようにすること。

台風被災や機能劣化を避けるため、緊急車両（18 台）の車庫とするほか、車庫付随機能を配置すること。

●：消防本部の車両 ○：消防署の車両

配置場所	車両名称	長さ×幅×高さ (cm)	車両総重量 (kg)	浸水時屋上対象
緊急車両 車庫 (18 台)	○タンク 1 号車	726×233×320	11,500	★
	○ポンプ 1 号車	581×190×272	5,325	★
	○救助工作車	793×236×322	11,985	★
	○水そう車	965×249×315	21,955	★
	○救急 1 号車	533×188×249	3,355	★
	○救急 2 号車	564×190×246	3,305	★
	○救急 6 号車	564×190×246	3,365	★
	○指揮車	542×189×256	2,785	★
	○人員搬送車	472×169×214	3,125	★
	○はしご車	983×249×350	17,070	★
	○後方支援車	838×226×294	10,995	★
	●火災調査車	469×169×239	3,135	★
	●小型消防車	339×147×195	1,450	★
	○タンク車予備 (導入予定)	タンク 1 号車と同等		★
	○救急車予備 (導入予定)	他の救急車と同等		★
	○広報 1 号車	490×184×202	2,475	★
●広報 4 号車	339×147×193	1,250	★	
○広報予備 (導入予定)	普通自動車規格		★	
業務車両 車庫 (9 台)	●連絡 1 号車	339×147×189	1,370	—
	●連絡 2 号車	480×182×176	2,370	—
	●連絡 3 号車	339×147×176	1,160	—
	●連絡 4 号車	339×147×187	1,370	—
	●連絡 5 号車	339×147×189	1,330	—
	●連絡 6 号車	458×169×185	1,940	—
	●連絡 8 号車	339×147×161	1,330	—
	●連絡 9 号車	339×147×189	1,390	—
	○ミニショベル	512×155×243	3,185	—

※広報 4 号車について、同等の車両に更新予定のため、後日追加資料として正式な規格を提供する。

#### ④ 駐車場及び駐輪場計画

駐車場及び駐輪場の台数は以下のとおりとし、ア～キの条件を踏まえたうえで計画すること。

来客者用車両	大型車両	駐輪場 (職員兼来客者用)
8台以上 (うち身障者用1台以上)	2台以上	30台以上

ア 駐車場及び駐輪場（バイク含む）は、利用者の使いやすさに配慮し、施設にアクセスしやすい配置とすること。

イ 学校生徒など見学用のバス駐車場スペースを確保すること。

ウ 身障者用駐車場のスペースを確保すること。

エ 雨天時の乗降やタクシー利用等を想定し、玄関付近への車寄せを設置すること。

オ 来客者用の駐車場は玄関と出来るだけ近接させること。

カ 舗装構成・種類は、長期間にわたり車両重量に耐える構造とし、かつ耐油性・耐候性に優れた舗装を採用すること。

キ 職員用の駐車場は、別途計画するため、本事業の計画の対象外とする。

## IV 各業務に関する事項

### 1 設計に関する業務

#### (1) 業務範囲

設計事業者は、設計に関する業務の遂行にあたり、本要求水準書、事業者提案、契約書等に基づき、本組合と協議のうえ進めるものとする。

業務区分は、以下のとおりとする。

- ① 事前調査業務
- ② 設計業務
- ③ 道路乗り入れ改良設計業務
- ④ 各種申請等業務
- ⑤ 解体設計業務
- ⑥ その他事業を実施する上で必要な業務

#### (2) 業務期間

設計に関する業務の期間は、施設の供用開始日に間に合うように事業者が計画すること。具体的な設計期間については事業者の提案に基づき契約書に定める。

#### (3) 業務に係り留意すべき事項

設計に関する業務に係り留意すべき事項は以下のとおりである。

業務区分	留意すべき事項
①事前調査業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者は、自らの提案において必要となる現況調査（電波障害調査等）を事業者の責任において、必要な時期に適切に行うこと。</li><li>・測量調査及び地盤調査は、本組合が既の実施した調査結果を【参考資料-1 敷地測量業務委託報告書】、【参考資料-4 地質調査業務報告書】にて公表するため参考とすること。</li></ul>
②設計業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者は、業務の進捗状況及び関係機関との協議内容を本組合に対して報告を行うとともに、各種許認可等の書類の写しを本組合に提出すること。</li><li>・事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を参考に、業務を遂行すること。</li><li>・事業者は、提案する施設に自身が規定する機能及び性能を満たすための建築材料、建築設備等を適切に判断して設置すること。なお、これらの選定に当たっては、安全性、耐久性、メンテナンス性、環境性能等に配慮すること。</li><li>・事業者は設計完了時に、事業者が本業務要求水準書に記載されている要求水準及び事業者が提案書に記載した項目が遵守されているかについて、本組合に報告及び説明を行うこと。</li><li>・事業者は、設計に関する詳細な外観及び内装、設備、仕様等について、提案を著しく逸脱せず、かつ、工期の変更を伴わない範囲で、本組合と協議のうえ本事業の目的を達成すること。</li><li>・本組合内（あま市、大治町）に本社及び本店を有する企業や愛知県産の工事材料を選定する等により、設計業務の段階から地元企業との対話を図ること。</li><li>・事業者は、提案する施設に本施設の機能及び用途を鑑み、必要な新規什器、備品等のリストを作成し提案すること。なお什器、備品等のリスト作</li></ul>

	<p>成にあたっては、ペーパーレス化の視点を踏まえた選定の提案を期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解体対象施設内の廃棄対象什器（造り付け什器を除く。）については、解体工事に先立って撤去・処分を行うため、事業者は、廃棄対象什器リストを作成し、組合に提出すること。</li> </ul>
③道路乗り入れ改良設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路法第 24 条の道路工事施工承認申請（中央分離帯及び乗り入れ工事申請）に係る設計を行うこと。</li> <li>中央分離帯開口部及び乗り入れの位置については、愛知県道路管理者、愛知県警察と適切に協議を行い定めること。</li> </ul>
④各種申請等業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施し、当該期間内に検査済証の交付を受けるものとする。</li> <li>開発許可申請関係書類等、各種手続きにおいて必要な資料等の作成について、本組合の求めに応じて支援すること。</li> <li>手数料等は事業者が負担すること。</li> </ul>
⑤解体設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>【参考資料-6 現庁舎設計図】を参考に、解体設計を行うこととするが、この図面は現況を正確に示しているものではないため、解体設計及び既存施設解体撤去及び杭撤去を行うにあたり、現地の実測などにより 事業者において対応すること。また、既存の敷地内にあるデジタル無線の支柱（【参考資料-11 デジタル無線支柱の設計図】を参考にすること。）についても解体・撤去の対象とする。</li> <li>本組合及び周辺施設と十分な事前協議を行った上で解体設計を行うこと。</li> <li>騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、解体撤去工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案した設計とすること。</li> <li>数量等においては、現地調査の上積算し、解体設計完了時において、請負代金内訳書を提出すること。その際には、有価物がある場合には、種類・量を積算し、解体費用から差し引かれていることがわかるようにしておくこと。</li> <li>解体設計に合わせて、消防署の機能を継続するために通信機器等の仮設計画及び移設計画を立案すること。</li> </ul>
⑥その他事業を実施する上で必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>本組合が議会及び市民等に向けて設計内容の説明を行う場合や、補助金の申請を行う場合等、本組合の要請に応じて資料作成を行い、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。</li> <li>機器の搬入計画等、関連業務との調整を適切に行うこと。</li> <li>要求水準を満たしているか否かの確認を行うことを目的に、セルフモニタリングを実施すること。</li> <li>緊急防災減災事業債の活用を想定するため、当該起債の申請スケジュールを踏まえた設計業務を実施すること。</li> <li>その他、必要な協力を行うこと。</li> </ul>

#### (4) その他 留意事項

##### ① 設計業務に係る手続書類の提出

ア 設計事業者は、設計業務の着手前に、応募時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、以下の書類を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。なお、詳細は本組合と協議のうえ、決定すること。

(ア) 設計業務計画書（組織体制を含む）

(イ) 設計工程表（基本設計、実施設計、建築確認申請等各種申請手続き及び本組合との調整工程）

(ウ) 設計業務着手届

(エ) 主任技術者届（設計経歴書を添付のこと。）

イ 設計事業者は、基本設計及び実施設計業務の完了後に、以下の書類を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。なお、詳細は本組合と協議のうえ、決定すること。

(ア) 設計業務完了届

(イ) 設計図書引渡届

## ② 設計図書の提出

設計（基本・実施）完了時に以下に示す書類を提出すること。また、CAD データを含むデジタルデータも提出すること。

本組合は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む）を通知する。

業務区分	種別	部数	備考
設計	設計図面	1	A1（原図）
		1	A3、意匠・構造・電気設備・機械設備・パースを製本とする。
	設計説明書	1	A4
	電子媒体（CD-R）	1	
	設計設備計算書	1	A4
	構造計算書	1	A4
	工事費内訳書	1	A4
	新規什器備品調達リスト（案）	1	A4
	廃棄対象什器リスト	1	A4
	保全に関する説明書	1	A4
	エネルギー管理計画書	1	A4
	LCC 算定表	1	A4 を原則に任意書式
	打合せ記録簿	1	A4
	解体計画書及び設計図等	1	A4 を原則に任意書式
	その他組合が必要とする書類	1	

## 2 施工に関する業務

### (1) 業務範囲

施工事業者は、施工に関する業務の遂行にあたり、本要求水準書、事業者提案、契約書等に基づき、本組合と協議のうえ進めるものとする。

業務区分は、以下のとおりとする。

- ① 建設工事
- ② 近隣対応・対策業務
- ③ 道路乗り入れ改良工事
- ④ 既施設解体撤去工事
- ⑤ その他事業を実施する上で必要な業務

### (2) 業務期間

施工に関する業務の期間は、施設の供用開始日に間に合うように事業者が計画すること。なお、計画に当たっては、施設引渡し後の開業準備及び諸通信機器・什器等移設等に要する期間を考慮するものとする。具体的な建設期間については、事業者の提案に基づき契約書に定める。

なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め、供用開始日の変更等について、本組合と事業者が協議して決定するものとする。

### (3) 業務に係り留意すべき事項

施工及び既存施設の解体等に関する業務に係り留意すべき事項は以下のとおりである。

業務区分	留意すべき事項
①建設工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者は、工事に当たる者が構成員の第三者に下請又は委託を行う場合は、あらかじめ本組合に通知すること。</li><li>・事業者は、近隣住民の生活に支障がないように安全を確保した工事計画で建設工事を実施すること。</li><li>・事業者は、施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を本組合に通知すること。なお、本組合は当該検査又は試験に立合うことができるものとする。</li><li>・事業者は、工事期間中、常に工事記録をとるとともに、適宜、本組合に報告すること。</li><li>・事業者は、本組合の監査等に関わる検査等の資料作成等に協力すること。</li><li>・建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準等に基づき、適正な処理に努めること。</li><li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で本組合に報告すること。</li><li>・設計業務で立案した通信機器等の仮設計画及び移設計画に基づき、段階的な移設を実施すること。</li><li>・組合が別途、新規什器・備品の調達を実施するため、設置にあたっては協力すること。</li><li>・全ての境界杭は事業者にて保全し、隣接所有者、道路管理者と協議立会いの上、引照点を設置すること。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、本組合に対して、完了検査の結果を検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。</li> <li>・工事監理業務を行う者が指示する工程内検査等については、適切に対応すること。</li> <li>・事業者は、事業者による自らの検査を行った後、本組合による完成検査に立会い、協力すること。事業者は、本組合による完成検査の検査項目及び検査内容を提案するものとし、本組合がこれらの内容を決定すること。</li> <li>・事業者は、本組合が行う完成検査の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。なお、事業者は、本組合による完成検査後、是正・改善事項がない場合は、本組合から完成確認通知を受けるものとする。</li> <li>・事業者は、関連法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確保するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理の各測定を実施すること。</li> <li>・建築資材の調達や各種設備機器の選定においては、愛知県産の資材調達や低炭素・省エネルギーに配慮すること。</li> </ul>
② 近隣対応・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民との調整や各関係機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や適宜、警備員を配置するなど安全を確保すること。</li> <li>・事業者は、建設工事に関して近隣住民への説明会等を必要に応じ実施し、工事内容について理解を得るように努めること。</li> <li>・万が一近隣住民等から苦情が発生した場合は、本組合に報告の上、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理を行うこと。</li> </ul>
③ 道路乗り入れ改良工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第 24 条の道路工事施工承認申請（中央分離帯及び乗り入れ工事申請）に基づく施工を行うこと。</li> <li>・供用開始時には県道の中央分離帯と乗り入れ部分の承認工事を完成させておくこと。なお、中央分離帯開口部及び乗り入れの位置については、愛知県道路管理者、愛知県警察と適切に協議を行い定めること。</li> <li>・承認工事において、各方面への緊急車両の円滑な通行を常時確保するなど、消防車両等の運用への影響が最小限となるよう、道路管理者等と適切に調整すること。</li> </ul>
④ 既施設解体撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現庁舎である既存施設（基礎、杭等含む）及び事業予定地内の樹木、工作物（デジタル無線の支柱を含む）、地中埋設物及び擁壁等の構造物全てについて、解体撤去、処分し、敷地を整備すること。既存施設の杭の詳細は、【参考資料-6 現庁舎設計図】を参照すること。</li> <li>・既に組合にて照明に係る高濃度 PCB の調査を実施している。その結果、高濃度の含有の機器が発見されているが、これらの機器に対する収集運搬・処理費用は、組合が別途予算計上を行い処分済みである。なお、新たに PCB 含有機器等が確認された場合には、本組合が別途処分等の対応を行うため、事業敷地内に適切に保管すること。</li> <li>・既存施設にはアスベストの含有が確認されている。【参考資料-12 アスベスト含有状況調査結果一覧】を参照したうえで、適切に除去を実施すること。</li> <li>・新たにアスベストが確認された場合には、直ちに作業を中止し、本組合に報告し、協議すること。</li> </ul>
⑤ その他事業を実施する上で必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本組合が組合議会、あま市・大治町議会及び市民等に向けて工事内容の説明を行う場合や、補助金の申請を行う場合等、本組合の要請に応じて資料作成を行い、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。</li> <li>・既存の機器の搬入・設置（引越）及び新規備品の調達等、適切に調整を行うこと。</li> <li>・新設する施設及び設備機器がある場合には、職員に対して供用開始日までに、その使用方法の説明や留意点等を目的とした研修を実施すること。</li> <li>・職員が実施する引越し業務について、協力を行うこと。</li> </ul>

- |  |                                                                                                                                                                                         |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準を満たしているか否かの確認を行うことを目的に、セルフモニタリングを実施すること。</li> <li>・緊急防災減災事業債の活用を想定するため、当該起債の申請スケジュールを踏まえた建設業務を実施すること。</li> <li>・上記の他、必要な協力を行うこと。</li> </ul> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (4) その他留意事項

##### ① 建設工事等に係る手続書類の提出

ア 施工事業者は、建設工事等（以下、建設工事、近隣対策・対応、道路乗り入れ改良工事、既設施設解体撤去工事、その他業務をいう。）の着手前に、以下の書類を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。なお、詳細は本組合と協議のうえ、決定すること。

- (ア) 施工体制台帳
- (イ) 工事着工届
- (ウ) 現場代理人等届（経歴書を添付のこと）※工事着工日の1か月前までに提出すること。
- (エ) 施工計画書（全体及び詳細工程を含む）・品質管理計画書
- (オ) 主要資材一覧表
- (カ) 下請業者一覧表
- (キ) 工事記録写真撮影計画書

イ 施工事業者は、建設工事等の施工中に、以下の書類を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。なお、詳細は本組合と協議のうえ、決定すること。

- (ア) 機器承諾願
- (イ) 残土処分計画
- (ウ) 再資源利用（促進）計画書
- (エ) 主要工事施工計画書
- (オ) 六価クロム溶出試験報告書
- (カ) VOC 室内濃度測定計画書
- (キ) 各種試験結果報告書

ウ 施工事業者は、建設工事等のうち既設施設解体撤去工事施工中に、以下の書類を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。なお、詳細は本組合と協議のうえ、決定すること。

- (ア) 産業廃棄物処分実施書
- (イ) 再資源利用（促進）実施書
- (ウ) 各種試験結果報告書
- (エ) 各種出荷証明書
- (オ) マニフェスト（総括表のみ）
- (カ) その他発生した業務に必要な書類（届出、許可申請等を含む）・報告書

エ 施工事業者は、建設工事等の完了後に、以下の書類を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。なお、詳細は本組合と協議のうえ、決定すること。

- (ア) 工事完了届
- (イ) 完成図書引渡届
- (ウ) 工事記録写真
- (エ) 工事完成写真

- (オ) 各種保証証書
- (カ) 各種検査試験成績書
- (キ) 保全に関する説明書
- (ク) エネルギー管理計画書
- (ケ) LCC 算定表
- (コ) 竣工図（完成工事一式）

② 保険

施工事業者は、業務の着実な履行にむけ、適宜、建設工事保険等に参加すること。なお、保険加入に係る費用は、本事業の費用に含めることとし、被保険者は下請け業者を含む建設企業と本組合とすること。

### 3 工事監理に関する業務

#### (1) 業務範囲

工事監理事業者は、工事監理に関する業務の遂行にあたり、本要求水準書、事業者提案、契約書等に基づき、本組合と協議のうえ進めるものとする。

業務区分は、以下のとおりとする。

① 工事監理業務

#### (2) 業務期間

工事監理業務の期間は、施工に関する業務の期間と同一とする。

#### (3) 業務に係り留意すべき事項

工事監理に関する業務に係り留意すべき事項は以下のとおりである。

- ① 事業者は、本施設の工事監理に関する工事監理業務計画書及び工事監理業務計画書に付随する書類を提出し、本組合に提出して承諾を得ること。なお、工事監理業務の実施に伴い必要となる場合は、有資格者を関係法令等に則り適切に配置すること。
- ② 工事監理業務を総合的に把握し調整を行う工事監理業務責任者を定め、本組合に報告すること。
- ③ 工事監理業務は巡回監理（1人以上）とし、原則として「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示される業務とするが、工事監理業務計画書等において本組合との協議により、特に取り決めた工事監理内容については、業務に含めるものとする。
- ④ 工事監理業務責任者は、建設工事の進捗に合わせ、必要な書類を提出させ、確認を行い、必要に応じて指導、指示、是正勧告を行うこと。
- ⑤ 業務にあたっては、「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」、「建築物解体工事共通仕様書」を遵守すること。
- ⑥ 次の工事監理報告書を本組合に提出すること。

##### ア 月間工事監理業務報告書

工事監理に係る記録その他必要な事項について、月ごとに月間工事監理業務報告書として取りまとめ、翌月 10 日までに本組合に提出すること。また、本組合の要請があったときには随時報告を行うこと。

## イ 年度工事監理業務報告書

工事監理に係る記録その他必要な事項について、年度工事監理業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後 30 日以内に市に提出すること。

## V 別添参考資料（別添ファイル参照）

参考資料-1 敷地測量業務委託報告書

参考資料-2 新庁舎敷地計画図

参考資料-3 土壌汚染調査（地歴調査）報告書

参考資料-4 地質調査業務報告書

参考資料-5 上水道現況図

参考資料-6 現庁舎設計図 ※海部東部消防組合総務課窓口にて確認すること。

参考資料-7 諸室別機能一覧表

参考資料-8 訓練施設図面

参考資料-9 全国消防救助技術大会実施要領

参考資料-10 道路計画図

参考資料-11 デジタル無線支柱の設計図

参考資料-12 アスベスト含有状況調査結果一覧

参考資料-13 新庁舎整備基本構想・基本計画（概要版）（令和6年3月）

参考資料-14 用地実測図原図